## 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「AI(人工知能)ホスピタルによる高度診断・治療システム」 評価委員会設置運営規程 改正履歴

発行日	改正箇所	新	IB
2018年8月1日	_	初版発行	_
2019年11月1日	第6条3	委員が、評価する案件に利害関係を有する場合、当	委員が、評価する案件に利害関係を有する場合、当
		該委員はその審議、評価等に加わることはできない。	該委員はその審議、評価等に加わることはできない。
		ただし、2項委員であるPDが質疑を受けた場合等、	
		PDの立場として応答することはできる。	